

平成 29 年度新人ハンター養成講座実施要領

1 目的

野生鳥獣による農作物等の被害を低減又は予防するためには、野生鳥獣の増加を防ぐ狩猟による捕獲圧を維持する必要がある。

このためには狩猟者数の維持が不可欠であるが、本県の狩猟免許所持者は減少を続けており、また、若年層の参入も少ない状態にあることから、60 歳以上の所持者の割合が約 67%と高齢化が顕著となっている。

さらに、福島第一原子力発電所の事故によるイノシシの肉の出荷制限の影響等から、狩猟者及びイノシシの狩猟捕獲数の更なる減少が予想され、これらによる農作物被害の拡大が懸念されている。

そのため県では、狩猟者を確保し、その数を維持するため、狩猟経験の浅い者や狩猟に関心のある者等を対象に、狩猟に関する様々な知識及び技術を習得させる「新人ハンター養成講座」を開講し、野生鳥獣と共生するための地域・環境づくりに欠かせない人材を育成するものである。

2 参加資格（次号のいずれにも該当すること。）

- (1) 宮城県内に住民票があり、20 歳から 50 歳以下の健康な者
- (2) 狩猟免許の取得に意欲的な者、狩猟免許は所持していないが（失効したが）銃砲刀剣類所持等取締法の許可を得て銃砲を所持している者、又は狩猟免許をすでに所持しているが狩猟経験が浅い者若しくは狩猟を長期間休んでいる者
- (3) 狩猟免許試験（第一種銃猟免許）を受験すること（すでに所持している者を除く。）。網猟免許及びわな猟免許試験の受験は、任意とする。
なお、すでに第一種銃猟免許を所持しているが、わな猟免許を所持していない者は、わな猟免許試験を受験すること。
- (4) 講座修了後（狩猟免許取得後）は、地域の猟友会に入会し有害鳥獣捕獲に協力するなど、狩猟者としての社会貢献活動に意欲的であること。
- (5) 過去に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に抵触する違反行為をしていないこと。

3 講座の内容

狩猟者としての基礎と役割、鳥獣に関する知識、鳥獣被害防除技術講習、わな猟・銃猟講習、有害鳥獣捕獲体験、ジビエ料理講習 他

4 講座修了証

開催する講座数の 5 回以上の出席をもって、講座修了証を交付する。

5 申込み

受講希望者は、募集要領に基づき、募集期間内に別紙様式に必要事項を記載の上、申し込むこと。受講が認められた者には、宮城県環境生活部自然保護課からその旨を書面で通知する。